

## 四條畷市ウェブサイト広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四條畷市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、四條畷市のウェブサイト（以下「ホームページ」という。）へのバナー広告（以下「広告」という。）を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 要綱第4条各号に該当するものは、広告に掲載しないものとする。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページとし、広告掲載枠の割当ては1者につき1枠とする。掲載順序等は、要綱第6条に基づき、総合政策部長が定めるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 広告の大きさは、天地60ピクセル、左右180ピクセルとする。
- (2) 画像形式は、G I F 8 9 A形式、JPEG形式又は、PNG形式とする。
- (3) 容量は、20KB以内とする。

2 広告は、「J I S X 8 3 4 1 - 3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。

3 広告全体又は一部を点滅させることはできないものとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、ホームページ又は「広報四條畷 LIFE」等により行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、掲載を開始する日の属する月の前月の15日（当該日が休日に当たる場合は、当該休日の前日）までに、四條畷市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）または電子申請フォームにより市長に申し込むものとする。

2 掲載期間が満了する広告を引き続き掲載しようとする者は、掲載期間満了日の15

日前（当該日が休日に当たる場合は、当該休日の前日）までに、四條畷市ホームページ広告掲載継続申込書（様式第1-2号）または電子申請フォームにより市長に申し込むものとする。

（広告掲載の決定等）

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、掲載の可否を決定し、四條畷市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）又は四條畷市ホームページ広告不掲載決定通知書（様式第2-2号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、要綱第11条により広告掲載開始日までの市長が指定する日までに広告掲載料を一括前納しなければならない。

（広告の掲載期間等）

第9条 広告の掲載期間は、月の初日から月の最終日の1か月単位とし、複数月にわたる掲載を可能とする。ただし、複数月にわたる掲載は12か月を限度とする。

2 申込者が、月の途中から広告を掲載すること又は途中で停止することを申し出た場合、市長は、当該申出内容が正当な理由であると認めた場合に限り、月の途中から広告を掲載すること又は途中で停止することができる。

3 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載を開始し、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

4 広告掲載期間中、市の都合等によりホームページを閉鎖した場合、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数切り捨て）に相当する期間を当該広告掲載期間に加算するものとする。

（広告掲載料）

第10条 広告掲載料は、次の表のとおりとする。

掲載期間	1か月あたり	6か月	12か月
掲載料金（税込）	10,000円	54,000円	100,000円

2 広告掲載料は、前条第2項の場合であっても、月の初日から月の最終日を1か月として算出し、前項で定める掲載料金の日割り計算等の割引はしないものとする。

（広告内容等の変更）

第11条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイトの内容等が法令等

に違反し、又はそのおそれがあるとき若しくはこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告の掲載を広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) その他、広告主又は広告内容が不相当と市長が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載料は、返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第14条 広告については、市が推奨するものではなく、広告の内容等、掲載された広告に関しては、広告主が一切の責任を負う。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月17日から施行する。

この要領は、平成19年4月 1日から施行する。

この要領は、平成23年11月10日から施行する。

この要領は、平成24年7月18日から施行する。

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

この要領は、平成28年3月8日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年6月4日から施行する。

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。